

平成26年(ワ)第29256号 損害賠償請求事件

原告 阿部宣男

被告 松崎 参

平成27年11月 日

東京地方裁判所民事第37部合議A係 御中

証拠説明書 (2)

原告訴訟代理人弁護士

小川 隆太郎



同

小田川 綾音



同

高井 信也



同

中島 広勝



同

永里 桂太郎



同

細川 深



同

本田 麻奈弥



同

山下 優子



同

渡邊 彰悟



甲号証	標目	原本 写し	作成 年月日	作成者	立証趣旨
30	意見書	写	2014年3月22日	原告代理人 弁護士 渡邊彰悟	懲戒処分のなされる6日前の意見書であるが、懲罰の可能性を前提にして、それまでの経緯と問題にされそうと思料した事実関係について述べたものである。 基本的に資源環境部の動き（懲戒処分理由に挙げられていない同年1月27日の生態調査を含む）について「阿部潰し」と評価しているものである。資料が1乃至32と添付されたものである。
31	板橋区ホテル生態環境館職員問題と不正に 関して	写	2014年4月3日	同上	同年3月28日の懲戒処分を踏まえて、原告が記者会見を開き、板橋区の行為が不正であり不当であることを指摘したもの
32	板橋区ホテル生態環境館あり方 検討結果	写	平成26年5月	板橋区資源環境部 環境課	平成25年5月頃に原告がまったく知らされないまま、板橋区資源環境部にホテル生態環境館あり方検討会が構成され、上記の通りの阿部潰しの一環としてホテル館廃止に向けた準備が進められていたこと
33	求釈明申立書	写	平成27年4月28日	原告ら訴訟代理人	原告高久被告板橋区の平成26年(ワ)第18690号事件において、板橋区指定代理人がホテル飼育の事実関係について「乖離報告書(注:本件訴訟で乙2として提出されている)はホテル館のDNAに関するものであり、ホテルの飼育実態についてのものではない」、「ホテル館におけるホテル飼育の実態を争う予定は無い」と述べたため、その趣旨を明らかにするために釈明を求めたものである。回答は34号証である。
34	回答書	写	平成27年6月19日	板橋区	甲33号証の求釈明を受けての板橋区の回答である。板橋区は「ホテル施設内で、ホテルが飼育されていたという事実は争わない」と明らかにしたのであり、被告事実摘示の内容と食い違っていること

35	民・産党の 辞職問題 の一問一答 と 産党の 問題 を 解 説 する 中 の 一 部 を 開 き 公 開 する 音 声 の 録 音 と 共 産 党 の 議 論 を 開 き 公 開 する 音 声 の 録 音 と 日 本 共 産 党 の 議 論 を 開 き 公 開 する 音 声 の 録 音	写	2014年3月30日～ 同月31日 までの部 分	不詳	このブログにおいて、既に「ある種の建設利権問題で板橋区議会の自民党と共産党が共闘し、その妨げになる施設の責任者を「懲戒免職」に追い込む策謀がされた」とか、「板橋の自民、共産が邪魔者扱いする施設は、練馬区の共産党員や支持者も協力して実現した自然保護研究機関なんです、それよりも儲かるもの優先なのが松崎らの本心なようです。板橋共産党は、昔から自民とつるんで利権に走るクセがありましたよ」等と反訴原告が反訴において取り上げている事実関係が指摘されていた事実
36	反訴原告の Facebook	写	2014年5月11日	反訴原告	35のブログを反訴原告自ら取り上げて、「会いに来られればすぐにあらわになります」とブログの内容を重要に受け止めていない様子が伺える。
37	民・産党の 辞職問題 の一問一答 と 産党の 問題 を 解 説 する 中 の 一 部 を 開 き 公 開 する 音 声 の 録 音 と 共 産 党 の 議 論 を 開 き 公 開 する 音 声 の 録 音 と 日 本 共 産 党 の 議 論 を 開 き 公 開 する 音 声 の 録 音	写	2014年6月6日	不詳	反訴原告の甲36の応答をみてのさらなるリアクションであるが、ここにはさらに「ホテル館を消して、医療介護サービス付高齢者住宅が特養をつくらうという話が自民区議周辺でささやかれている。これに運営主体として、板橋区に小豆沢病院という拠点をもつ民医連が滑り込もうと触手を伸ばしているとの話がある。区の土地の上で建設工事利権は自民が、区立施設として完成する施設を指定管理者として運営する利権は共産党系医療団体が握る。もちろん、小豆沢病院は選挙において松崎区議をはじめとする共産党板橋区議団を身内として全面支援している。ここに板橋区では菊田区議をはじめとする自民区議団と松崎区議ら日本共産党区議団の利権追求上の共闘が現れた。」と端的に今回の記事で問題にしている内容が表現されている。

